

発電側基本料金の見直しに向けた検討状況

2021年1月8日 電力・ガス取引監視等委員会



発電側基本料金の見直しに向けた検討状況について

- 1. 送配電設備の維持・拡充に必要な費用をより公平に負担する仕組みとするため、現行はすべて小売事業者が負担しているその費用の一部を発電事業者にも負担を求める「発電側基本料金」の導入を予定しているところ。
- 2. 昨年7月、梶山大臣から、既存の非効率な火力電源を抑制しつつ**再エネ導入を加速** 化するために基幹送電線の利用ルールを抜本的に見直すとともに、発電側課金につい てもそれと整合的な仕組みとなるよう見直すように、との指示があった。
- 3. これを受け、昨年12月、発電側基本料金の見直しについて審議会での検討を開始。 12の事業者団体より、見直しの方向性について意見聴取を実施し、率直なご意見をいただいた。
- 4. 発電側基本料金を導入することについては、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスの発電事業者団体を含め、全ての事業者団体より反対意見はなかった。
- 5. 一方で、**kW課金の見直しなど具体的な制度設計について、さまざまなご意見をいただいた。**こうしたご意見も踏まえ、**引き続き審議会の場において、関係の事業者団体の意見を聴取しつつ、丁寧に検討を進めていく方針。**

2020年12月15日第53回制度設計専門会合 資料4-1一部加工

- 送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、現行の託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造。このため、現行の託送料金制度における「起因者及び 受益者負担」の原則の考え方に基づき、新たに以下のとおりとする。
 - ①託送料金の一部について発電事業者に負担を求めることとし、
 - ②系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- これにより、
 - ①発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、
 - ②公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再工ネ主力電源化に向けた系 統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大を実現する。
- あわせて、発電側基本料金の導入を前提に、系統増強のきっかけを作った発電事業者 が多額の費用を負担する仕組みを大きく改善し、エリア全体で負担する仕組みとした。



(参考) 発電側基本料金の現行案概要

① 発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる上位系統(基幹系統及び特別高圧系統)に係る費用の一部※を発電側基本料金で回収するものとする。

※固定費を発電側と需要側の課金対象kWで按分した額

② 現状、送配電設備は、「各発電所の契約kWが必ず流せるよう整備する」 との考え方に基づいて整備されている。

電源が送配電設備の整備費用に与える影響に応じた負担を求める観点から、**電源種**にかかわらず、全ての発電事業者に契約kWに応じて課金。

③ 電源の場所が需要地に近いかどうかなどによって、**電源が送配電設備の整備費用へ 与える影響は異なる。**

①と同様、影響に応じた負担を求める観点から、**地域別・電圧別の割引を導入**。

(参考) 梶山大臣指示概要

【参考】7/3(金)閣議後会見における冒頭発言:大臣による「検討指示」

- ▶ 資源の乏しい我が国において、エネルギー供給に万全を期しながら脱炭素社会の実現を目指すために、エネルギー基本計画に明記している非効率な石炭火力のフェードアウトや再エネの主力電源化を目指していく上で、より実効性のある新たな仕組みを導入すべく、今月中に検討を開始し、取りまとめるよう、事務方に指示した。
- 具体的には、
 - (1) 2030年に向けてフェードアウトを確かなものにする新たな規制的措置の 導入や、
 - (2) **安定供給に必要となる**供給力を確保しつつ、**非効率石炭の早期退出を** 誘導するための仕組みの創設、
 - (3) 既存の非効率な火力電源を抑制しつつ、再エネ導入を加速化するような基幹送電線の利用ルールの抜本見直し等
 - の具体策について、地域の実態等も踏まえつつ、検討を進めていきたい。
- ▶ また、系統の効率的な利用を促すことで、再エネの効率的な導入を促進する観点から検討が進められている発電側課金についても、基幹送電線の利用ルールを抜本的に見直すこととも整合的な仕組みとなるよう、見直しを指示した。

(参考) 発電側基本料金と基幹送電線ルールの整合性

2020年12月15日第53回制度設計専門会合 資料4-1一部加工

- 既存の非効率な火力電源を抑制しつつ、再エネ導入を加速化するための基幹送電線の 利用ルールの抜本見直しにより、系統の設備増強の在り方が変化することは不可避。
- これを踏まえ、発電側基本料金についても、当該見直しとも整合的な仕組みとする必要があるところ、どのような見直しを行うべきか。

(参考) 基幹送電線ルールとの整合性について

